

告 示

埼玉県告示第千百四号

測量計画機関である川越市上下水道局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月一日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

川越市上下水道局

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量一点）

三 作業地域

埼玉県川越市新宿町六丁目地内

四 作業期間

令和三年九月二十七日から令和三年十月十二日まで